

令和8年度愛媛県古民家等を活用した インバウンド誘客支援事業実施要領

(目的)

第1条 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会(以下「協議会」という。)は、この要領の定めるところにより、観光関係団体や民間事業者等に対して、県内の古民家や空き家等を活用した宿泊施設等の整備・開業による外国人旅行者(インバウンド)の誘客促進への取組みに必要な経費について補助することにより、本県の一層の観光振興を図り、消費効果の波及や空き家解消といった地域経済の活性化・持続化につなげる。

(定義)

第2条 この要領において、「古民家」とは、昭和25年以前に建てられた伝統構法の住宅をいう。

(対象者)

第3条 古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業(以下「支援事業」という。)の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する者を除く。ただし、個人事業主は補助対象者とする。

- (1) 県が構成員となっている団体等(オブザーバーを除く)
- (2) 市町及び市町のみで構成される団体等
- (3) 個人

(対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) インバウンドの誘客を促進するほか、地域における食事や買い物、体験といった消費効果の波及など、地域一体となって経済活性化に取り組むモデルケースとなる下記①②の事業を補助対象とする。
 - ① 県内にある古民家や空き家等を活用し、宿泊施設等を開業するための整備・改修
 - ② 上記①に加え、3者以上で実施するインバウンドの誘客促進や満足度・消費向上に繋がる取組み(例:古民家を活用した宿に加えて、近隣飲食店における多言語やキャッシュレス対応等の環境整備、地域での体験コンテンツの造成)
- (2) 国及び県の他の補助事業の交付決定を受けていない事業であること。ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない個別事業については、本支援の対象として申請することができる。
- (3) 公共性(地域と連携して消費効果を波及させるなど、当該補助事業を契機に周辺あるいは関係事業者も恩恵を受ける)が認められる事業であること。
- (4) 原則として、事業は愛媛県内において行うこと。
- (5) 原則として、事業開始年度の翌年度から5年間は補助対象となった事業を行うこと。

(補助対象期間等)

第5条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和9年3月31日までの間とし、補助対象経費等は令和8年度愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第6条 この支援事業の対象事業は、次の各号に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 企画提案内容
 - ① 事業の内容
 - ② 事業の効果・地域との連携(消費効果の波及等)
 - ③ 事業の継続性
 - ④ 他地域への波及(モデルケースとなる取組みか)
- (2) 業務実施能力
 - ① 事業推進能力
- (3) 経費

(補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより、補助金の交付対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)を決定するものとする。

- (1) 支援事業による支援を受けようとする者(以下「支援申込者」という。)は、支援申込書(様式1号)に、事業の主たる実施地域の市町長の意見書(様式2号)を添えて、協議会に提出する。
- (2) 協議会は、前号による支援申込書等の提出があったときは、外部審査委員等で構成する事業評価審査会を開催し、事業の評価に係る意見を徴した後、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象事業の候補事業(以下「支援対象事業」という。)を決定する。ただし、支援申込者が多数となった場合は、事業評価審査会に先立ち書面審査を実施し、事業評価審査会の審査対象者を選定する。
- (3) 協議会は、支援対象事業の決定について、支援申込者に通知する。
- (4) 支援申込者は、支援対象事業について、補助事業の申請をする場合には、交付申請書(交付要綱第3条に規定する様式第1号)を提出する。
- (5) 協議会は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

(補助)

第8条 協議会は、補助対象者が実施する事業に対して、愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業費補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和8年4月13日から施行する。